

明治日本の官僚リクルートメント

——その制度、運用、実態——

清水唯一朗

はじめに

第一章 試験任用導入期の制度・運用・実態——明治元～二五年

第二章 試験任用確立期の制度・運用・実態——明治二六～三二年

第三章 試験任用定着期の制度・運用・実態——明治三二～四五

結語

はじめに

本稿は、明治期日本における官僚組織への人材供給の実態を、制度とその運用、試験と受験者の実像、志望と採用の実際⁽¹⁾に焦点を当てて明らかにするものである。近代日本の官僚制度については、すでに多くの研究蓄積がなされている。筆者自身、特に立憲統治構造の構築と政官関係の形成に研究を進め、成果を公にしてきた。

しかし、その過程で常に念頭にあったのが、どのようにして日本の官僚制は全国から青年を集め、学生として、

官僚として育成していったのかという、意識とそれを担保する構造の問題であった。⁽²⁾ この点を明らかにすることは、幕末維新の混乱から如何にして日本が近代化を成し遂げていったのかという問題を解く際のひとつの大きな材料になるだろう。

そこで本稿では、これまで行なわれてきた制度的な検討を踏まえながら、可能な限り具体的な資料に依拠して制度設計者、受験者、採用者の意識と行動を描き出すことで、近代日本を担う人材をどのように養成し、リクルートしていったのかを明らかにしていきたい。

第一章 試験任用導入期の制度・運用・実態——明治元～二五年

第一節 試験任用制度導入以前

まず、試験任用制導入に至るまでの状況を見ておこう。発足したばかりの明治新政府にとって、人材の確保は何よりの急務であった。それは単に政府を運営する人員を確保するだけでなく、中央政府としての統治の知を獲得すること、藩と藩主に帰属している地方の人材を中央にリクルートしてくるという中央集権国家を構築する目的を有するものであった。それゆえに政府の基本方針である王政復古の大号令においても、人材登用の必要性は「第一之御急務」として掲げられた。この問題に対して、政府はある種の危機感をもって取り組んでいたといえよう。それは、何より、現実的な問題として政府に人材が集まりにくい状況があったためである。

最大の阻害要因は、各藩から新政府に人材を出すことが、事実上、政府を主導する薩長への仕官と捉えられたことであつた。藩士から朝臣という派閥色のないクッションを経て政府要職に登用される徴士・貢士制が導入されたことも、この文脈から理解される。⁽³⁾ しかし、その徴士・貢士制も、実際の登用範囲は薩長とその周辺諸藩に

止まり、根本的な人材確保策とはならなかった。以後、政府はしばしば人材登用策を立案するものの⁽⁴⁾、それが具体的な成果を導くことはなく、結果として新政府の人材登用は地縁、血縁、人脈に依拠した情実任用に流れることとなった。

情実任用によって集められた人材で藩閥政府が構築されてくると、それは同時に怨嗟の対象となった。とりわけ、それは廃藩置県に代表される中央集権化が進むことで増幅していった。明治七（一八七四）年、板垣退助らによる民撰議院設立建白書が出されたところ、そうした批判は頂点に達した。折しもこの時、司法省の少壮官吏であつた井上毅が、正院に意見書を提出して情実任用の弊害を訴え、実力本位の官吏登用法を早期に制定するよう主張している。その主張からは、情実任用の横行による官吏の能力低下を嘆き、それを改善しようとする意識はもちろん、地方の人材を政府に実力本位で登用することで、彼らが有する政治への意欲を政府批判から政府参加の方向に転換すべきという、射程の長い、志ある青年官僚の意識をみることができる。

しかし、情実任用は藩閥出身の高官が電報一本で地元から縁者を呼び寄せて登用するまでに政府部に浸透していた。こうした状況は世論からも「電線」「無能」と揶揄され、民党勢力の伸張に伴って、格好の政府攻撃材料となった。かくも深く根を下ろした情実任用を取り去るには、政治的な、大きな力が必要であつた。

その契機は、立憲統治構造の導入過程のなかで訪れる。これを主導した伊藤博文とシユタインが行政国家の構築を志向し、その担い手として専門知識を有する官僚の育成・登用システムの確立を企図したためである。⁽⁵⁾育成は明治一九（一八八六）年制定の帝国大学令を始めとする高等教育機関の整備拡張によって、登用は翌二〇（一八八七）年七月、文官試験試験補及見習規則の制定によって具体化されることとなった。

試験任用制度を軸とする専門官僚の育成・登用システムの形成は、国内各地の在野にある人材を政府に集めていく方策であつた。これは近世以来の地域主義的傾向を中央に転換させる統治の革新でもあつた。そのことは明

治憲法第十九条にある「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ、均シク文武官ニ任ゼラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得」という一条に象徴的に表された。起草者である伊藤はこれを「文武官に登任し及其の他公務に就くは門閥に拘らず。是を維新改革の美果」と高唱した。これは「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ」「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」とした五箇条の御誓文の精神を具体化するものでもあり、出身、地域、身分に隔たりなく前途を拓いていくことができるという開かれた国家の姿を示すことによって、近代立憲国家としての日本の針路を明示し、国民の意欲をかき立てる改革が進められていったのである。

第二節 試験制度の導入

では、ここで導入された試験制度は、どのような構造を取り、実際にどのような試験、採用が行なわれたのであろうか。まず制度構造から見てみよう。文官試験試験補及見習規則が規定する制度は、試験制度であると同時に資格認定制度としての側面が強い。その観点から高等官を目指す試験と判任官を目指す見習に分けてまとめると、次のようになる。

(一) 高等官志望者

一、法学博士・文学博士・帝国大学法科大学・文科大学卒業生

書類による出願↓試験採用資格を付与（無試験）↓面接を経て試験に採用↓実務経験↓高等官に採用

二、二〇歳以上の男子、文部大臣認可学校（法律、政治、財政）・高等中学校・東京商学校卒業生

高等試験を受験↓合格すれば、試験採用資格を付与↓面接を経て試験に採用↓実務経験↓高等官に採用

(二) 判任官志望者

一、認可学校・高等中学校・東京商学校卒業生

書類による出願↓見習採用資格を付与（無試験）↓見習に採用↓実務経験↓判任官に採用
二、それ以外の者

普通試験を受験↓合格すれば、見習採用資格を付与↓見習に採用↓実務経験↓判任官に採用
右の構造から、ここで施行されたのは、専門教育、試験採用、試用、任用の四段階による厳格な登用制度であることが確認されよう。これは同時期のプロイセンで施行されていた制度に範を取ったものであった。⁽⁶⁾ 実務経験は、行政官は地方官庁、中央官庁でそれぞれ一年半、司法官は治安裁判所、始審裁判所で同様に一年半ずつが最低条件とされた。

次に実際にどのように試験が行なわれていたのか、明治二一（一八八八）年に実施された第一回試験を例に取りながら、時系列に沿ってみていく。⁽⁷⁾

まずは官庁の側にどれだけ試験の需要、採用予定人数があるかを把握する必要がある。このため、試験実施を半年後に控えた五月一二日、内閣は文官試験局の請訓を受けて同月末までに募集人員を通知する旨の訓令を出している。この結果を受けて、七月一日、官報に一〇月一日から試験を実施する旨が公告された。採用枠は司法官試験九三名、行政官試験二六名（内閣五、外務三、内務八、大蔵三、司法五、農商務二）であった。

これに対して志願者は、必要書類を取りそろえて出願準備にあたることとなる。認可学校等卒業生は履歴書、卒業証書（写）、身分・職業・年齢・兵役に関する区戸長の証明書を試験期日二〇日前となる九月一〇日までに文官試験局に提出した。同時に帝国大学卒業生も、三〇日前までに履歴書、学位又は卒業証書（写）、身分・年齢を取りそろえて出願した。試験出願者は四一名（行政官志望一九名、司法官志望二二名）、試験出願者は五八名（行政官志望二〇名、司法官志望三八名）であった。

第一の関門となる筆記試験は、一〇月一日から八日まで実施された。試験科目は民法、訴訟法、刑法、治罪法、商法、憲法、行政、財政、理財、国際法の一〇科目であり、受験生は志望省庁が指定する範囲内から科目を選択することができた。

一〇月一日、筆記試験当日である。受験生は朝八時三〇分に赤坂葵町の文官高等試験場の控室に集まり、九時から一二時まで試験に取り組んだ。問題は原則として日本語で出題され、持込は不可であったが、法令全書や官報といった参考書は試験室に備え置かれた。

問題は試験委員が作成、議定し、実施三日前までに文官試験局に提出された。試験の目的は受験者の学理原則への精通、現行法令への理解、実務への応用能力が確実かつ敏捷であることを試験することと規定されており、行政学に例を取ると、「英国内閣及各省組織ノ要領如何」「英国地方制度ノ要領如何」「英国ニ於テ如何ナル官吏ハ議員トナリ如何ナル官吏ハナルコトヲ得サルヤ」と、内閣組織、地方制度、議会関係と、同時期の政府についての懸案が取り上げられている。合格後の実地訓練を前提とするだけあって、詳細な行政知識と学校での学習の中間をいく出題がなされていることが確認されよう。

各科目は試験委員によって百点を満点として採点された。合否判定は受験科目の平均点をもって行なわれ、六〇点以上が合格であったが、一科目でも五〇点に満たないものがあつた場合は不合格とされた。なお合格者の最高点は福島県士族大内丑之助（のち判事、法制局参事官、関東都督府外事総長）の七五・一点である。

出願者は四一名あり、実際に受験したものは三六名（行政官志望一七名、司法官志望一九名）あつたが、筆記試験合格者は司法官志望者のみ一五名に止まつた。合格通知は出願者が指定した東京府下の連絡先に口述試験の日程とともに発送され、同時に官報で発表された。

続く二次、口述試験は一〇月二日から二六日にかけて実施された。筆記試験と同様に集合したのち、試験室

に通されると、そこには文官試験局長以下、試験委員全員が列席し、三〇分から一時間の口頭諮問が行なわれた。可否は試験委員全員の採点平均点によって行なわれ、この合格者の中から、さらに内閣において募集人員と勘案の上、当選者（採用候補者のこと）が決定された。

試験志願者の資格確認手続も同時並行で行なわれている。一月二日、文官試験局長は試験志願者五八名について氏名、志願先、経歴を首相に上申し、いずれも希望通りに採用された。初回ということもあってか、合格者には林田亀太郎（内閣）、一木喜徳郎（内務）、平沼騏一郎（司法）、小松謙次郎（同）、横田秀雄（同）などの官界を支える人材が並んでいる。

試験合格者の氏名は、同月二〇日に発表された。合格者九名はすべて司法官である。もっとも、その後の彼らの経歴を見ていくと、成績一位であった大内が関東都督府事務官となったほか、同じく農商務省工務局長を経て香川・岐阜県知事を歴任した鹿子木小五郎、警保局長を経て法制局長官、貴族院議員となった有松英義がある。彼らに共通するのは、憲法制定前後に多くの俊秀を集めた法制局に勤務した経歴を有することである。行政官、司法官の区別は裁判所構成法施行（明治二三（一八九〇）年）以後とは異なり、厳格ではなく、融通性を有するものであった。もっとも、彼らは例外中の例外である。

志願者の属性に目を転じると、戸主・非戸主、世代（二〇～五〇代）、族籍（華族、士族、平民）の多様性が確認される。合格率は二二％であった。これは他の試験に比して低いものではなく、幅広く有意の人材を登用していくという伊藤らの意図は相応の実績を挙げたといえよう。

しかし、試験試験はわずか三回の実施ののち、二四年に中止となった。その理由は採用の大半を占めた司法官の試験が裁判所構成法施行により別立てとなったことに加え、各省庁からの行政官試験の需要が二二年に一四名（内閣四、外務二、大蔵五、内務三）、二三年には六名（会計検査院のみ）と減少し、二四年には皆無となったため

である。⁽⁸⁾これは、省庁の希望により大学卒業生試補の随時採用が認められたことで、試験実施期となる一〇月に各省庁が試験採用の余地を生じさせなかったことによるものであった。これは官界の門戸開放精神に反するものであり、世論や民党は、これを強く批判した。加えて、試補制度の窮屈さは、省庁からも実際の運用にそぐわないとして不評であった。試補試験制度は、実施三年にして早くも制度改編の必要性に直面することとなったのである。

第三節 試補試験の受験者と採用

では、この試補試験制度で登用されていた官僚たちは、何を思い、どのような経緯で官途を志し、官界に入っていたのであろうか。

まず、試験受験者について見ていこう。本稿が主たる対象とする行政官については、三回の試験でそれぞれ〇名、四名、五名、合計九名の合格者があるに過ぎない。彼らの入省先は、外務省一名、大蔵省二名、会計検査院五名である。このうち、外務省勤務のまま受験、合格し、のちに初代駐ペルー公使を務めた清水精三郎以外は、いずれも早世、もしくは課長級に止まっている。そのため、彼らの意識を知りうる資料は、現在のところ残念ながら見出せない。

そこで本稿では、司法官試補試験に当選した塩入太輔が著した受験指南書『高等普通文官代言試験及第秘法』（明治三二年、日本書籍会社）の記述を考察することで、官僚志望の学生たちがどのように試験に臨んでいたのかに接近をはかる。

同書からは、受験生の抱える悩みが聞こえてくる。まず示されるのは、採点評価に対するとまどいである。いまだ解釈が定まっていない法律、政治、経済の問題からひとつの「正解」を見定めることは困難であった。塩入

は、それを身長体格といった明確な基準で可否の定まる徴兵審査を例に引きながら難じている。とはいえ、彼らにとって試験は、藩閥出身者でなければ登用されないところに開いた希望の一穴であった。「貧書生と雖ども学識ある者は忽り高等官に椅子を占むることを得るに至る。豈に愉快ならずや」とは、その衷心からの声といえよう。

そうなれば、いかにして合格答案を書くかが関心の的となる。同書は、合格の要素として六分の学問、二分の筆、二分の僥倖を掲げながらも、確固たる正解がない試験の性質に鑑みれば、燦然とした文章より一読して理解できる文体がよいとする。そして、答案作成に当たっては、問題の順序を遵守し、簡明を心がけ、反駁せず、例示も極力避けることが薦められた。

口述試験に際しては、法理の実地応用能力、高等官としての人物適性の鑑定が重視されるとして、胆力をもつて臨むこと、試験官に対する敬意を払うこと、明快に答弁を行なうべきとしている。試験に有用な参考書として、憲法では伊藤『憲法義解』に加えて、バジエツト、ブルンチエリ、ミルなどが、行政法ではグナイス、シュタイン、バトビーなどが挙げられ、彼らの学習の概要を伝えている。

本書から見えてくるのは、何より学校卒業生にとつての官途就職戦線の困難さである。彼らの目標は、無試験で採用される普通文官ではなく、もう一段上の、高等官であり、判検事であり、代言人となつて名を成すことであつた。地方から学費をかけて上京して法学を学ぶ学生たちにとつて、これに合格することなしに故郷に戻ることは面目の許すところではなかつたのである。私立法学校卒業生の多くが文官高等試験、判検事試験、代言人試験を併願していたことは、こうした立身出世の途として開かれた試験の存在意義をよく表すものであつた。彼らにとって、そのうちのどれになるか、何をするかは、二義的とはいわぬまでも、合格の後にある問題であつた。

進路に関しては、実は帝国大学卒業生、とりわけ政治学科卒業生も大差ない状況にあつた。のちに法科大学教

授となる金井延は、大学卒業直後の明治一九年、国家学のお雇い教師ラートゲンの助手を務めていた頃に「政治学生将来ノ方向如何」という原稿を著し、「斯く論じ来れば政治学を修むる者の方向は到底純粹の学者と為るか事務官となるか或は志を得て国政の要路に当るかの三に過ぎざるか如し」と、自問に似た文章を残している。¹⁰⁾

もっとも、従来の法学部生は、むしろ自由民権運動に身を投じていく傾向があった。¹¹⁾この方向が政府へと転換した要因には、第一に憲法起草者のひとりである金子堅太郎が担当した行政学に代表される実践主義志向の講義の創設、第二に、より現実的な要因として、大学出身者の待遇が特に給与面で改善されたこと、登用制度の変化に伴う学士の意識変化が挙げられる。¹²⁾これまでの情実任用とは異なり、帝国大学卒業という自らの力によって得られた資格で官途が開かれたことは、官僚への道の見え方を藩閥への屈服から立憲国家樹立への尽力にシフトする効果を持ったのである。学士出身試験の採用数は、文官任用令が制定される二六(一八九三)年までの六年間で一二六名(内務三四名、大蔵二七名、会計検査院一六名、農商務一三名、法制局一三名、他二三名)に及ぶ。

試験採用の実際は、どのようなものであったのだろうか。何人か例を挙げてみてみたい。明治二一年に初の試験となった一木喜徳郎(のち法制局長官、文部大臣、内務大臣、枢密顧問官)は、前述した金子の行政学講義に感化を受けて、金子の仲介で内務省に採用された。¹³⁾入省前に末松謙澄内務省県治局長との面談があり、高等中学設立経費の支弁方法について質問されたという。自ら、学士として半ば奨励の意味で採用されたと回顧しているが、これには、専門知識を有する学士の採用をすすめようとする金子―末松間の了解があったものであろう。

翌二二年に法制局に採用された木内重四郎(のち農商務省商工局長、京都府知事)は、洋行を希望し、その可否から、進学か試験かを迷い、金子、一木のほか、阪谷芳郎、朝比奈知泉などに相談を持ちかけ、最終的に渡辺洪基総長から二年後の留学、帰国後の任官の約束を取り付けて進学し、ラートゲンの下で自治行政を学んだ。¹⁴⁾木内は大学院時代に著した論文を認められて採用、金子に随行して憲法調査のため洋行することとなる。

翌二三年に大蔵省に採用された床次竹二郎（内務次官、内務大臣、通信大臣）⁽¹⁵⁾は、法科大学に教授に訪れていた田尻稻次郎銀行局長の仲介で大蔵省に採用された。床次はのちに内務官僚に転じて頭角を現すが、大学時代の蔵書からは、地方自治よりも金融、会計に対する関心が強いことがわかる。

法律科に目を転じると、若干状況は異なる。二三年に農商務省に採用された原嘉道（英法科、のち弁護士、司法大臣、枢密院議長）は、弁護士開業を目標に、その資金を蓄えるべく待遇のよい試験採用を選択した。⁽¹⁶⁾原は一年先輩で同省に奉職していた田中隆三の紹介で奥田義人特許局長に面会している。奥田も大学に教授として出講し、金子と同様に学生への窓口となっていた人物であった。三年後、原は辞職し、予定していた弁護士の道を歩んでいく。

二五（一八九二）年に大蔵省に採用された若槻禮次郎（仏法科、のち大蔵大臣、首相）は、人材導入の気風と昇進の早さから、当初、農商務省への採用を希望していた。⁽¹⁷⁾しかし、この時、同省は大学と直接パイプのある金子が大臣を務めていたこともあってか、すでに人選が確定していた。このうち若槻は内務、通信と袖にされ、先輩の水町袈裟六の斡旋で大蔵省に滑り込んでいる。

翌二六年に農商務省に採用された水野鍊太郎（英法科、内務大臣、文部大臣）は、当初、穂積陳重法科大学教授から、実業界にも学士を出していきたいと説かれ、第一銀行に入った。しかし銀行事務に不満を抱いていたところ、梅謙次郎博士の紹介で農商務省に法政事務担当として採用されることとなった。翌二七年、水野はさらに内務省へと転じて水を得て、その代表的官僚となる。⁽¹⁸⁾

事例数としては十分ではないが、上記の六人から見ると、金子の例に代表されるように大学と人脈を有する官僚が窓口となつて、実際の採用に当たっていたことがわかる。通常いわれる大学教授の推薦、差配というリクルートメントの構造化が進むのはもう少し後のことと考えられる。試験受験者に比して選択の幅がある分、卒業後

の進路については多様性があり、考慮がされていることは、その後の立身状況に鑑みても注目される点であろう。

第二章 試験任用確立期の制度・運用・実態——明治二六～三一年

第一節 文官任用令の制定

如上のとおり、試験任用制度の停滞は朝野から批判の対象となっていた。⁽¹⁹⁾しかし、議会は官制大権の規定に阻まれてこの問題に接近できず、政府は部内の不調和によって対応できずにいた。

転機は明治二六（一八九三）年、第二次伊藤内閣と議会の対立が頂点に達し、いわゆる建艦詔勅による解決が図られた際、議会が要求した行政整理を実施する過程で訪れた。内閣が決定した「改革方針」には「試験規則ヲ改正シテ人材登庸ノ門戸ヲ広クスルコト」が盛り込まれ、その趣旨に則り、文官任用令（明治二六年勅令第一八三号）が制定された。

同令制定により、奏任官は原則として文官高等試験合格者に限定されることとなり、省庁から不評であった試験制度も中止され、合格者は直接に奏任官への採用することが可能となった。試験は予備試験（論文審査）、筆記試験、口述試験の三段階になっており、帝国大学法科文科科大学卒業生は予備試験を免除された。こうして確立された新しい試験任用制度は、新聞各紙からも好評を得ることとなった。⁽²⁰⁾

第二節 任用令制定後における文官高等試験の実際

では、任用令による文官高等試験がどのように行なわれたのかを、合格者の日記から具体的に見ていく。題材とするのは、岡田宇之助佐賀県知事である。岡田は明治五（一八七二）年に兵庫県竜野村に生まれ、尋常小学校

の代用教員をしながら独学し、東京法学院（現在の中央大学）に入学、三〇（一八九七）年の文官高等試験に合格し、長野県事務官、愛媛県内務部長、茨城・佐賀県知事などを務めた人物である。⁽²¹⁾ 以下、岡田の日記を軸に、確立期における文官高等試験の実像に迫っていく。

明治二九（一八九六）年秋、岡田は毎日を落語や飲酒に費やしていた。⁽²²⁾ 夏に東京法学院を首席で卒業しながら、九月二九日から実施された判検事登用試験で大きな失敗を犯したためである。一〇月一六日、予期していた不合格の知らせを手にした岡田は、「脆くも敗北の恥辱を取りたる結果は今日の不面目を表はしぬ。将驕り卒惜るものは敗る。思へは卒業試験の大勝は今日の失敗を来すの因たりしか」と自らの驕りを悔悟した。

四日後、岡田は趣味の義太夫を聞きながら、その一場に感化激励され、「苟も垢を含み辱を忍び嘗胆臥薪大に刻苦する所あらは今日の不面目を転じて他日の栄達と為すさん事豈必すしも難しとせんや。勝敗は戦の常のみ。豈一敗の為に俄に汨表すへけんや」と奮起し、学問を再開する。

元来、法曹家となることを目指していた岡田であったが、毎日を上野図書館や書籍館での試験勉強に充てる中、気晴らしを兼ねて通い始めた演説会によって政治への関心を刺激されていく。中でも一二月一〇日、法律学校親睦会で聞かれた大隈重信外相・行政整理委員長の行政整理談、同一三日に法学院演説会で聞いた花井卓蔵らの文官試験規則糾弾説は、岡田の心に響いたようである。

明治三〇（一八九七）年が明けても岡田の猛勉強ぶりは相変わらずであった。⁽²³⁾ 変化があったといえば、このころから知人との勉強会を盛んに行なうようになったことであろう。東京法学院校時代の同窓である杉田卷太郎や、河田貫三、河野秀男などとはもちろんのこと、旧知の帝国大学生、岡本英太郎とも、その自宅で勉強会を行なうなど頻繁に交流していた。もともと、岡田は岡本宅で議論した帝国大学の学生たちに対しては「論理破裂聞くへきものなし。今にして益々大学連の為すなきを知る」として、冷徹ながらも敵対心を燃やしていた。

七月四日、文官高等試験委員十八名の氏名が公告された。帝国大学教授から穂積八束、土方寧、金井延、寺尾亨、戸水寛人、一木喜徳郎が入っており、以後、岡田は彼らの著作を中心に研究を進めていくこととなる。

岡田は東京法学院卒業生であるため、まずは予備試験（論文審査）に通過する必要がある。岡田は執筆に苦心した結果、メ切前日の八月五日夜になってようやく執筆を開始し、一気呵成に仕上げ、翌日、願書とともに提出している。岡田がいずれの科目を選んだかは明らかではないが、憲法では「立法権ノ性質範圍及ヒ立法ノ手續ヲ論ス」、行政法では「警察権ト所有権ノ關係」が出題されている。速成であったにも関わらず、九月一〇日、本試験の日程通知が届いた。論文が合格した、ということである。

本試験は一〇月一日から始まった。初日には迅速作文試験と称する筆記試験があった。この日の日記は会場の様子をよく伝えているので、原文のまま引用する。

午前七時二十分出発、杉田氏と共に腕車を駆て衆議院に至る。文官高等試験の迅速作文試験施行せらるればなり。名刺を出し論文科目に依て各抽籤し其籤を掛員に提出して番号札を受取り控所に入る。論文試験の及第者百四十四名なりと云ふ。錦織丸毛河野登内小幡河田等の知人を見受たり。九時半第一鈴を以て入場の用意を為し、第二鈴を以て番号の順次に各入場着席す。予は貳拾九番なり。試験委員穂積陳重君心得二則を告知せられ九時四十五分試験開始。一時間に結了退散す。帰途九段下にて昼飯を喫し零時三十分帰宅す。

憲法では「法律ノ違憲ナルヤ否ヤヲ審査スルノ権ヲ論ス」、行政法では「警察権ノ目的ヲ論ス」が出題された。翌二日、三日は土日であったため、岡田は次に備えて憲法、行政法、刑法の研究をして過ごしているが、実は彼は同時に判検事登用試験も受験していた。そのため、四日から八日まで受験に司法省に通い続けている。

そうした中、六日夜、本試験となる筆記試験の日程通知があった。迅速作文試験に合格した、ということである。請求された願書、選択科目の届出を行い、試験に備えることとなる。

一五日、筆記試験の開始である。岡田はここでひとつの述懐を日記に記している。

本日午後より衆議院に於て文官高等試験の筆記試験施行せらる。午前十一時過より杉田氏同伴にて出頭す。予備試験を通過したるもの及学士を合せて百四十六人あり。而して学士は五十八人なる由聞きたれは私立学校派は八十八人なるへし。洋装美髭の紳士夥しきは属官其他に奉職せる学士先生達なるへし。(中略) 嗚呼十数年学窓に費消し帝国最高の教育府を卒業せる堂々たる学士連一堂の下に試験を受け鹿を中原に争ふ。豈快心の事ならずや。

一五日は行政法、翌十六日は午前が刑法、午後が民法、新嘗祭の休日を含んで一八日は国際法、経済学、十九日に刑事訴訟法、憲法を受けて筆記試験は終了した。なお、憲法の出題は「予算ト法律トノ効力ノ異同ヲ弁スヘシ。議會ノ協賛ト大臣ノ副書トハ法律ノ成立ニ対シ其効果ヲ異ニスルカ」という極めて時事的な、政府・議會対立を反映したものであった。帰途、岡田は大好きな義太夫を聞きに行き一酌さげた。下宿には神戸に住む家兄から一籠の松茸が届いており、岡田の疲れを慰めた。

以後、判検事試験筆記試験の合格発表が滞ったため、新聞縦覧所に官報を確認しにいく日が続き、岡田はなかなか気を安めることができなかった。結果は、一月九日に文官高等試験筆記試験と共に合格と判明した。岡田は急ぎ、神戸の実家に打電している。

一二日、岡田は司法省に呼び出しを受けた。判検事登用試験と文官高等試験双方の筆記に合格したものがあき、口述試験の日程を調整する必要があるためであった。松田源治、角源泉、永井金次郎、中島正堅が同様に呼ば

れており、いずれも文官高等試験終了後、ただちにそのまま司法省に出頭することとされた。

文官高等試験口述試験は、一五日から始まった。会場は筆記と同様に衆議院、いずれも朝七時半から午前中のみの試験である。筆記試験の合格者は八六名（大学三一名、私立五五名）と伝えられた。初日は経済学（試験委員は金井延、小池靖一ほか一名）、二日目は行政法（穂積八束、中根重一、木内重四郎）。終了後、すぐに司法省に転じ、九時から判検事口述試験に臨んでいる。三日目は民法（土方寧、戸水寛人ほか一名）、四日目は刑法（松室致、前田孝階、石渡敏一）であった。ここまではほぼ順調に応答をこなしていたようである。

陥穽は五日目にあった。得意としていたはずの憲法（一木喜徳郎、斯波淳六郎ほか一名）の委員であった一木との応答で、岡田は失敗した。「本日は一木教授の為に痛く苦められたれは登第の程も覚束なし。実に残念に堪へず」。翌六日目の国際法（三崎亀之助、藤田隆三郎、寺尾享）で三崎の質問に対し快心の解答を行なうも、「而も昨日の不首尾は如何ともするなきなり乎」とその心は晴れなかった。一日空けた二三日、七日目の刑事訴訟法（松室致、石渡敏一ほか一名）で口述試験は終了した。この日、岡田のもとには判検事試験に第二席で合格との連絡が届いており、司法官となることが、彼の中ではほぼ決心された。

しかし、予想に反して、岡田は文官高等試験でも合格を勝ち得た。東京法学院からの知人では河野（のち会計検査委員長）、杉田（のち通信属）、河田（のち丸亀税務監督局長）らが合格した。二七日、岡田は合格の報を手にしたまま、予定されていた司法省での任地希望面接に臨んでいる。

三〇日、法制局で行なわれた文官高等試験合格証授与式に臨んだ岡田は、自らが合格者五四名中一〇番と優秀であったことを知り、深い満足を覚えた。翌二月九日、司法省から試補検事代理・大津区裁判所詰の任命を受けた。

このまま滋賀県に赴任と思われていたところ、岡田は三崎内務省県治局長から呼び出しを受ける。一日、同

氏を訪問すると、三崎は司法官を辞職して内務省に出仕するよう勧誘してきた。先に岡田は三崎を委員とした国際法の口述試験で快心の回答を行ったと記しているから、そうした関係で矢が立ったのであろうか、内務属として一、二年事務を練習すれば必ず奏任官たる地方参事官にするというのである。岡田はその待遇に感謝し、承諾の方向で考える旨を伝えた。以後、東京法学院の一年下級で、三崎から同様の勧誘を受けていた永井金次郎と行動を共にする旨を申し合わせた。

一三日、岡田は永井を伴って、東京法学院で教鞭を執っていた旧知の奥田義人農商務次官に相談を持ちかけた。奥田は彼らに行政部内の事情を詳述し、この選択は熟考を要すると答え、自ら三崎に面会して様子を探る旨を約束、両名は奥田に万事周旋を託した。一五日に奥田を再訪すると、内務省は比較的に秩序が整頓されており危険が少く前途有望であり、奉職の憂いはないとの見立てが伝えられ、両名は内務省入省を決めた。司法省に対しては奥田から取りなすこととなった。両名はそのまま三崎邸を訪問し、採用を依頼、さらに司法省に向かって事情を説明し、辞表を提出している。なお、永井はのちに千葉県事務官などを経て樺太庁長官まで累進した。

二五日、岡田は内務省に登庁する。辞令は内務属・北海道局兼県治局勤務であった。当日は東京法学院の先輩である佐柳藤太内務属、東京専門学校出身の西村陸奥夫内務属らに先導されて挨拶回りをして退庁、翌週二七日に一日勤務をして御用納めとなった。同日夜には佐柳を兵庫県参事官（のち千葉県知事）に、西村を栃木県参事官（のち佐賀県知事）に送り出す送別会が催された。三崎との約束を考えれば、岡田にとって彼らは数年後の自らの姿と映ったであろう。翌二八日、岡田は帰省、晴れて故郷に錦を飾ることとなる。

岡田は、卒業一年目の屈辱から立ち直りをかけて猛勉強をし、判検事試験と文官高等試験に同時合格という成果を得た。岡田と永井（判検事試験第一位、文官高等試験第九位）が内務省、司法省双方で引き合いとなったことは、すでに内務省には私学出身の官僚が入り始め、実力次第で道が開けていったことをよく表している。立憲政

治全体の動向と絡めて考えれば、岡田が行政官志望に転じた契機は行政の発達と議会政治の進展に他ならなかったし、三崎県治局長が、第二次伊藤内閣に板垣退助が内務大臣として入閣した折に自由党から連れてきた政党政治家であり、政官関係の変化が官僚の採用にも影響を及ぼしていたことが確認できる。

第三節 任用令制定後の受験者と採用

議論を全体像に戻す。任用令制定後、初めての文官試験は二十七年一〇月に実施された。実に四年ぶりの試験実施である。しかし、この年の受験者は二十八名に止まり、本試験まで到達した者はわずか一〇名、最終合格者は私立法学校からの六名（英吉利法学校四、仏蘭西法学校一、明治法学校二）であった。

その理由は二つ挙げられる。第一は無試験任用特権を剥奪された帝国大学卒業生が一致団結して特権回復を要求し、試験をボイコットするという混乱があったためである。⁽²⁴⁾同年の卒業生のうち、下坂藤太郎、松村茂助、杉山四五郎、小林丑三郎、辰野宗義が翌二八年、倉知鉄吉、中山巳代蔵が二九年、浦太郎、吉田金作が三〇年、宍戸省三が三三年の高等試験に合格して官途に就いている。なお、このうち下坂、松村、杉山、小林、辰野、吉田、宍戸はすでに二十七年の段階で、倉知、中山、浦は二八年に属官としていずれも試験合格前に入省している。

第二の理由は、周知の未徹底である。もちろん、官報には試験公告がなされたものの、各学校が学生に対してこれを周知する機能を持たなかったため、試験の存在そのものを知らない学生があった。また、これを知った学生であっても、初年度は試験の状況がわからず尻込みする者が多かったという。⁽²⁵⁾もともと、こうした混乱は第一回限りのものであった。

採用に至る過程を、もう何例か挙げて見ておきたい。混乱の翌年、二八年（一八九五）年に合格した上山満之進は長州の出身の学士官僚である。官界を重視する長州にあって、山口高等中学校を首席で卒業した上山は期待

の人材であった。

上山は七月に大学を卒業するとすぐに内務属・県治局勤務となり、そのまま出勤せずに試験勉強に努めることを許可された。岡田の例から見れば破格の待遇であるが、そうした待遇は、同時に上山に相応の緊張感を与えており、発表に先だって、郷里の先輩である柴田家門から合格の情報を得た上山は、その日記に「固より一身の杞憂を試験の為に支配せられすと雖も亦聊か心を安する所なくんはあらず」と記している。²⁶ なお、柴田からは同じく長州出身の松崎寿三（のち農商務省水産局長、日本水産社長）の合格も知らされ、上山を通じて松崎に伝えられた。三一年に合格した田中次郎（のち通信局長）は第五高等学校を経て、帝国大学に入学、七月に英法科七番の成績をもって卒業すると、大学の先輩である野村徳の紹介で通信省に入省した。²⁷ 入省の動機は、同省が若手の留学に積極的だったことという。

田中も前述の上山同様、入省と同時に夏期休暇を利用して試験準備に入り、同窓の下村宏（のち台湾総督府総務長官、情報院総裁）、坂野鉄次郎（のち西部通信局長、貴族院議員）、松本重威（のち主税局長）らと大磯長生館で合宿を行なっている。二年前には神野勝之助（のち大蔵次官、貴族院議員）、前年には江木翼（のち司法大臣、鉄道大臣）といった秀才が不合格となっていたから、彼らにも相当の重圧がかかったようであり、「若し文官試験に落第せば役所を退かなければならないと云ふ背水の陣を敷いて努力した」という。

田中は、二つの興味深い事実を書き残している。第一は、入省後も徴兵猶予の關係上、大学院に籍を置いていたということである。次章でも述べるように、こうした手続きは常態化していたようである。第二に、初の政党内閣である第一次大隈内閣が行政整理の中で文官試験の廃止を検討していたによる受験生の動揺である。田中がこれを武富時敏内閣書記官長に確認したところ事実であったため、彼らは試験勉強を一度放棄したという。もっともこの事態は政府部内調整の失敗により廃止自体が沙汰止みになったため、実現しなかった。試験制度は未だ

政府・民党の対立点であり、若干の不安定要素を孕んでいたのである。

第三章 試験任用定着期の制度・運用・実態——明治三二～四五年

第一節 行政機構の確立と試験任用制度の定着

第一次大隈内閣での動揺はあったものの、文官任用令に基づく試験任用制度は、制定から五年を経てほぼ定着を見せた。合格者も初年度の六名から三七名、五〇名、五四名と年々増加し、五〇名前後の採用で安定を見せ始めた。

この背景には、行政国家化の文脈から三つの要因が指摘できる。第一に第一次大隈内閣の行政整理により、中央省庁については戦前期の省庁機構がほぼ固められたことが挙げられる。従来のような頻繁な統廃合がなくなつたことにより、計画的な人事行政が行なわれるようになった。第二に、日清日露戦争の勝利による行政領域の拡大である。とりわけ植民地の登場は、大規模な行政官需要の要因となつた。⁽²⁸⁾

第三は、三二(一八九九)年、政党人事を防ぐため第二次山県有朋内閣が文官任用令を改正し、勅任官の任用も原則として試験合格者に限定されることになった点である。これは、試験に合格し大過なく昇進していけば、次官、局長といった幹部級までの累進を保障する要素を含んでいた。官僚は有志青年にとって、絶好の進路として、その魅力を高めていったのである。

第二節 試験任用制度定着後の受験者と採用

この時期の採用、試験の実際については、すでに升味準之輔が多数の伝記、回顧録を引用して情景を伝えている。

るので、本稿では升味が取り上げている人物にも目配りしながら、若干分析的に論じていくこととする。⁽²⁹⁾

このころになると、大学教授による採用幹旋が常態化してくる。四三（一九一〇）年、在学中に高等試験に合格した河合良成（のち農林次官、厚生大臣）は、矢作栄蔵教授から住友への就職を幹旋されたものの、すでに高等試験に合格をしていることを理由にこれを断った。⁽³⁰⁾すると話は省庁選択に転じ、大学に推薦依頼が来ていた農商務省に紹介されることとなり、後日、依頼主である大久保利武商工局長と面談して入省が決定している。

四二年に大蔵省に入省し同年に合格した青木得三（のち主税局長）は、日露戦後財政への関心から当初より大蔵省を希望して長島隆二に接近し、山田三良教授の推薦で同省入りしている。他の帝国大学出身の官僚たちも同様であった。もちろん、五島慶太（四二年卒業、四四年合格）のように長男の家庭教師をしていた縁で加藤高明の知遇を得て、その幹旋で農商務省に入省したようなケースもあるが、これは例外的である。⁽³¹⁾

他方、私学出身者にとっても、有力な窓口となるのは教員であった。三二年に農商務省に入った島岡亮太郎は日本法律学校の出身であったが、東京専門学校出身の友人、佐藤孝三郎から、同校に教授に訪れていた織田一が農商務省に一名の枠を持っていることを知り、ここから採用されている。

採用の点で注目されるのは、帝国大学の卒業生のなかにも、卒業と同時に採用され、休暇を得て試験準備をするものと、卒業まで採用が決まらずに独力で試験準備を行ない、合格後に採用されるものがあることである。四四（一九一二）年に卒業後、後者のルートを辿って合格、内務省に入省した松本学（警保局長、貴族院議員）は、これを官界のファーストクラス、セカンドクラスと表現した。松本自身は、セカンドクラスであった。⁽³²⁾

そうなるとファーストクラスにとって試験合格は必須のものとなる。前述した青木はこれを「就職後第一の仕事」としているし、四一（一九〇八）年に卒業と同時に内務省に入省、同年に首席で合格した後藤文夫（のち農林大臣、内務大臣）は、試験を受けなければ資格喪失とさえ述べている。⁽³³⁾また、ファーストクラスのなかでも定

員と現員の状況によって本省採用、地方採用、外局採用といった待遇差があった。なお、松本は前章で取り上げた田中次郎と同様に、自らが入省後も大学院に籍を置いた理由を徴兵猶予のためと告白している。

試験勉強はおおむね避暑地に合宿する形で行なわれている。メッカは日光中禅寺湖畔の旅館米屋（廃業）や軽井沢の鶴屋旅館（現存）、箱根強羅であったが、地方に赴任した者には、赴任先に斡旋されて宿を得るものもあった。

合格後に目を転じると、かつて伊藤が重視した実地訓練も、試用制度ではなかったものの、赴任先において実践されている。指導者には先輩高等官のほか、法規事務に練達したベテランの判任官が当たることが多かったようである。前述の松本は、愛知県庁に赴任したのち、内務部長の計らいで庶務課勤務として県政全般を学習し、老練の属官から法令書式や官庁文体を教えられたという。⁽³⁴⁾

採点する試験委員の側も若干見とおこう。経済担当の試験委員を長く務めた金井延帝国大学教授の資料には、三四年、三五年、三八年の口述試験成績表が残されている。⁽³⁵⁾ 表は行に受験科目、合計、平均、及第、備考を取り、列に受験番号を取って左に流れていく形式となっている。金井が担当した経済の得点は、いずれの年も三〇〇八〇点の内に収まっている。備考欄には、「当」「可」「否」の書き込みがあるほか、「強情」(四〇点)、「少しごまかす」(五五点)、「米国雜誌云々」(五五点)、「需要供給一点張」(四八点)、「遅鈍、属官的」(四二点)といったコメントがあるほか、「土佐弁」(四〇点)、「田中隆三に似たり」(五〇点)といった覚え書き、さらには最高点八〇点を獲得したものに「寿」との書き込みがあり、試験の様子を窺わせてくれる。

第三節 官途への憧憬

行政機構の安定化と試験制度の定着により、明治後期以降はコンスタントに官僚が採用されていた。日露戦

争後の行政需要の拡大がこれに拍車をかけ、三九（一九〇六）年には五四名であったものが、六三名、七七名、一〇六名、一三〇名、一三九名と増加し、大正元（一九一二）年には一四八名が合格するまでになった。三六年から台湾総督府、三八年から韓国統監府、四二年から関東庁といった外地機構が直接に新人の採用を行ない始めたこと、日露戦後の不景気による民間企業の採用抑制もこれに拍車をかけた。

また、試験が定着するにつれ、文官高等試験はひとつの資格として通用するようになっていった。例えば四二年に大学を卒業した岩永裕吉は、南満州鉄道株式会社に就職が決まっていたものの、同社の後藤新平前総裁から「将来必ず役に立つことがあるから、是非文官高等試験だけは受けておけ」と言われ、二年間かけてこれに合格し、その上で満鉄に入社している。⁽³⁶⁾この時期、満鉄や日本銀行、東洋拓殖会社といった国策会社に就職した大学卒業生に見出すことができる行動であるが、この背景には、国策会社に就職した人材を必要に応じて官庁に戻すための配慮がなされていたことが窺える。事実、岩永はのちに鉄道院に転じ文書課長を務めている。

かくして官途は憧憬の対象となっていた。社会的地位が高く、安定し、藩閥政府期とは異なつて努力次第で入ることができ、出世も叶う。それは学校体系の普及とともに地方まで浸透し、各地の中学校では大学進学がまずもつての目標として位置づけられた。彼らが編んだ校友雑誌には、進学した先輩たちの寄稿が目指すべき成功例として示されている。⁽³⁷⁾

こうした傾向は、官僚になるための就職指南書が相当数刊行されていることから分かる。三四年に刊行された指南書には目的の確立から勉強の準備、試験の心得、筆記・口述試験の注意までが事細かに記されている。⁽³⁸⁾吉野作造が△△生の筆名で「如何にせば試験に成効するか」を連載したのもこの時期であり、教育の充実、国家の発展とともに試験主義が台頭していったと捉えることもできよう。⁽³⁹⁾

結 語

以上、明治期日本における官僚任用の実態を、制度とその運用、試験と受験者の実像、志望と採用の実際に焦点を当てて、試験制度制定前後、行政機構確立前後に分岐点を取り、可能な限り具体的な資料に依拠して明らかにしてきた。

明治初期に行なわれた地縁、血縁、人脈に依拠する情実任用は、試験任用制度の導入、定着によって駆逐され、明治後期には教育、試験、採用、実地訓練、昇進という近代官僚制を構築するための人事リクルートメントの仕組みがほぼ確立した。王政復古の大号令が示した「第一之御急務」である人材登用と、五箇条の御誓文が掲げた「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ」「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」という精神がここにおいて実現したといえよう。

しかし、試験重視の採用制度が確立したところ、官界はほぼ試験合格者で埋められる同質性の高い世界となっていた。また、その採用試験が法科偏重であったことから、先例主義や教条主義的傾向が進みやすい土壌が形成されて⁽⁴⁰⁾いた。おりしも政党政治が実現に近づくなか、官僚制度の次なる改革が大正期における政治課題のひとつとなっていくのである。

(1) 近代官僚制の導入・運用についての代表的な研究としては、辻清明『日本官僚制の研究』弘文堂、一九五二年、森省三「旧憲法の下に於ける人事関係の制度と実例に関する資料」一〇四、内閣総理大臣官房人事課、一九六一―一九六三年、井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』東京大学出版会、一九八二年、拙著『政党と官僚の近代』藤原書店、二〇〇七年などがある。

- (2) 官僚の養成、採用については、升味準之輔『日本政党史論』二・四、東京大学出版会、一九六六、一九六八年、『内務省の人事』大霞会編『内務省史』一、地方財務協会、一九七一年、『東京大学百年史』通史一、東京大学、一九八四年、天野郁夫『試験の社会史』東京大学出版会、一九八三年、水谷三公『官僚の風貌』中央公論新社、一九九九年、中野実『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館、二〇〇三年などがある。
- (3) 佐々木克『維新官僚とその政治』（同『志士と官僚』講談社、二〇〇〇年）八七頁。
- (4) 明治三（一八七〇）年には判任官に至る全官吏を対象とした「選叙令」の制定が検討され、翌四年公布の政体書にも官吏公選の方針が示されている。以下、試験試験制度制定に至る過程については、前掲、拙著『政党と官僚の近代』第一章。
- (5) 前掲、拙著『政党と官僚の近代』二〇頁。
- (6) 下村房次郎『官吏論』丸山寛一郎、一八九一年、一〇二頁。なお、この点についてはイギリス、フランス、アメリカの官制改革の影響も指摘されている（菊池信太郎『「梧陰文庫」にみる明治初期の高等教育と官吏任用』『研究室紀要』三三号、二〇〇七年）。
- (7) 以下、試験の流れについては「文官高等試験執行ノ成績」（国立公文書館蔵「公文類聚・第十二編・明治二十一年・第五卷」所収）、「文官高等試験試験補及見習ニ関スル細則」（明治二〇年七月閣令第一八号）、「高等試験手続」（明治二〇年二月二六日文官試験局定）によった。
- (8) 「明治二十四年高等試験ヲ執行セス」（国立公文書館蔵「公文類聚・第十五編・明治二十四年・第十一卷・官職七」所収）。以下、試験制度崩壊の部分については、前掲、拙著『政党と官僚の近代』四二、三頁。
- (9) 浅岳居士「進士の道愈々開けて益々難し」（明治法律学校『法政誌叢』一二二号、一八九〇年）。
- (10) 金井「政治学生将来ノ方向」（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター蔵「金井延関係文書」R12）。
- (11) 竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社、一九九九年、六二頁。
- (12) 前掲、拙著『政党と官僚の近代』三七、三八頁。
- (13) 河合弥八編刊『一本先生回顧録』八一〇頁。

- (14) 馬場恒吾『木内重四郎伝』ヘラルド社、一九三七年、六七―七四頁。
- (15) 前田蓮山『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、一四四頁。自治大学校蔵の蔵書「床次文庫」に
ついては、清水、鈴木勇一郎、谷口裕信『床次文庫目録』。
- (16) 原『弁護士生活の回顧』法律新報社、一九三五年、六一―九頁。
- (17) 若槻『古風庵回顧録』読売新聞社、一九五〇年、四一―四三頁。
- (18) 松波仁一郎編『水野博士古稀記念論策と隨筆』、一九三七年、七六―七七頁。
- (19) 以下、任用令制定に至る政治過程については、前掲、拙稿『政党と官僚の近代』四二―四五頁。
- (20) 「官制改正の発布」(『時事新報』明治二六年一月二日付)。
- (21) 岡田文秀「添書」岡田宇之助の生涯について(『東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センタ
ー蔵「岡田宇之助文書」R7所収」。
- (22) 「消光録 明治二九年」(同右、R5所収)。
- (23) 「日誌 明治三十年」(同右所収)。試験の日程などについては「文官高等試験細則」(明治二七年五月閣令第二
号)による。
- (24) 前掲『東京大学百年史』通史一、一〇七八―一〇七九頁。
- (25) 和田一郎編刊『黄冠秋本豊之進君』一九三五年、一七、二八頁。秋本は東京法学院卒、第一回文官高等試験の合
格者。
- (26) 「風塵録 明治二八年十一月一日―十二月十四日」十一月一日条(『東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日
本法政史料センター蔵「上山満之進関係文書」R1所収」。
- (27) 田中次郎「自叙伝」(田中義次編刊『田中次郎』一九三二年)九四―一〇〇頁。
- (28) 岡本真希子『植民地官僚の政治史』三元社、二〇〇八年、第一章。
- (29) 前掲、升味『日本政党史論』四、第十一章。
- (30) 河合『明治の一青年像』講談社、一九六九年、二三―二三三頁。
- (31) 五島『七十年の人生』要書房、一九五三年、一五―二〇頁。

- (32) 松本『現代史を語る四 松本学』現代史料出版社、二〇〇六年、五頁。
- (33) 内政史研究会編刊「後藤文夫氏談話第一回速記録」一九六三年、九頁。
- (34) 前掲、松本『現代史を語る四 松本学』一二―一四頁。
- (35) 「口述本試験成績表」(前掲「金井延関係文書」R23所収)。
- (36) 古野伊之助編『岩永裕吉君』岩永裕吉君伝記編纂委員会、一九四一年、七三―七五頁。
- (37) 拙稿「近代日本官僚制における郷党の形成と展開」(長野県近代史研究会編『長野県近代民衆史の諸問題』龍鳳書房、二〇〇八年、一二六―一二八頁)。
- (38) 北一亀『文官志願要覧』研習会、一九〇一年、一一―一二頁。
- (39) 吉野作造『試験成功法』青山社、二〇〇〇年。
- (40) 東京高等師範学校で教諭を務め、英国で教育学研究に従事していた三土忠造(のち衆議院議員、農商務次官、大蔵大臣、内務大臣)は、早くからこの弊害を指摘している(三土『社会百言』富山房、一九一〇年、九二頁)。